

平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度の健全化判断比率並びに資金不足比率を公表します。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率を公表する制度を新たに設けるとともに、当該比率の状況に応じて、早期健全化の措置及び再生措置並びに公営企業の経営健全化の措置を講ずることを目的としています。

平成20年9月2日

1 平成19年度健全化判断比率 (単位:%)

健全化判断比率	平成19年度比率	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	13.53	実質収支 728,531千円
連結実質赤字比率	—	18.53	実質収支 1,736,325千円
実質公債費比率	10.3	25.0	
将来負担比率	50.3	350.0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載。

2 平成19年度資金不足比率 (単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
ガス事業会計	—	20.0	剰余額 466,208千円
病院事業会計	—		剰余額 314,835千円
公共下水道事業特別会計	—		実質収支 25,674千円
農業集落排水事業特別会計	—		実質収支 2,641千円

※ 資金不足額がない場合は、「—」と記載。

●健全化判断比率とは・・・

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標から構成されています。

- 1 実質赤字比率: 一般会計等(一般会計、救護施設事業特別会計、土地取得事業特別会計、土地区画整理事業特別会計)における実質赤字の比率
- 2 連結実質赤字比率: 町のすべての会計における実質赤字の比率
- 3 実質公債費比率: 公債費(1年間に払う借入金の返済額)と公債費に準じた経費(病院事業や下水道事業並びに町が加入する一部事務組合等の借入金に対して一般会計から負担する額)の比重を示す比率
- 4 将来負担比率: 町の地方債現在高及び特別会計並びに一部事務組合の借入金に対する一般会計からの負担など将来に一般会計が負担すべき実質的な負債を捉えた比率

この4つの比率のいずれかが早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図っていくこととなります。なお、本町につきましては、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、健全段階にあります。

●資金不足比率とは・・・

公営企業会計(ガス事業会計、病院事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計)における資金不足の比率をいい、この比率が経営健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図っていくこととなります。なお、本町につきましては、いずれの公営企業会計も資金不足を生じていないため、該当いたしません。

※財政健全化法の詳細は、総務省ホームページ

(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>)で確認できます。

問い合わせ
財政課財政班
Tel.0475-70-0310